

毎週火、金曜日発行（但休日には翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 耕地整理換地計画の変更の認可
- 土地改良区の定款変更の認可
- 米飯提供業者の登録
- 結核予防法の規定による指定医療機関の辞退
- 生活保護法の規定による指定医療機関の廃止
- 生活保護法の規定による指定医療機関の指定
- ◇公告 昭和三十六年度第一回危険物取扱主任者試験の合格者

告 示

鳥取県告示第三百十号

鳥取市湖山町堀越第三区耕地整理組合から申請のあつた耕地整理換地計画の変更は、耕地整理法（明治四十二

年法律第三十号）第三十条第三項の規定により、昭和三十六年五月二十四日認可したので、同条第四項の規定により告示する。

昭和三十六年五月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、北条土地改良区の定款変更を、昭和三十六年五月二十六日認可した。

昭和三十六年五月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百十二号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）第三十五条の四の規定に基づき、昭和三十六年五月十七日次のとおり米飯提供業者の登録をした。

昭和三十六年五月三十日

登録番号	氏名	名称又は屋号	鳥取県知事	石	破	二	朗	営業所の所在地
五一八	森岡 きぬ	白金苑	鳥取市瓦町百四十八	〃	〃	〃	〃	住所に同じ
五一九	中塚とく子	まるとく	〃	〃	〃	〃	〃	〃
五二〇	竹中 浪子	新江戸ッ子鮎	〃	〃	〃	〃	〃	川外大工町八九ノ四
五二一	上田 経雄	まるきん	〃	〃	〃	〃	〃	東品治町六
五二二	田中 勝平	やよい	〃	〃	〃	〃	〃	片原四丁目
五二三	沢 春蔵	沢タクシー株式会社食堂部	〃	〃	〃	〃	〃	東品治町五十七ノ一
五二四	神野 久雄	たからや食堂	〃	〃	〃	〃	〃	瓦町七九
五二五	山住 操	山一食堂	〃	〃	〃	〃	〃	西町三五〇の二
五二六	大下 政祝	花蝶	〃	〃	〃	〃	〃	東品治町一〇九の四
五二七	藤田 きく	藤田屋	〃	〃	〃	〃	〃	吉岡温泉町七七一
五二八	小椋 藤枝	新湯旅館	〃	〃	〃	〃	〃	一四二

鳥取県告示第三百十三号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三号)第三十五条の四の規定に基づき、昭和三十六年五月十七日次のとおり米飯提供者の登録をした。

昭和三十六年五月三十日

登録番号	氏名	名称又は屋号	鳥取県知事	石	破	二	朗	営業所の所在地
五二九	田村 静子	福助	鳥取市吉岡温泉町七六二	〃	〃	〃	〃	住所に同じ
五三〇	山本 孝人	有限会社美保の松旅館	境港市大正町一三二	〃	〃	〃	〃	〃
五三一	山根千代子	ちさか	倉吉市上井町一の六	〃	〃	〃	〃	〃
五三二	仲 国子	なか食堂	〃	〃	〃	〃	〃	二丁目一の七
五三三	船越 勇吉	駅前食堂	〃	〃	〃	〃	〃	明治町一、〇三五
五三四	永田 一恵	一の恵旅館	〃	〃	〃	〃	〃	大正町一、〇七六ノ六
五三五	小谷 昭	小谷食堂	〃	〃	〃	〃	〃	堺町二丁目二三九ノ一

鳥取県告示第三百十四号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があったので、同法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和三十六年五月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

辞退年月日 名称 所在地

昭和三十六年五月二十四日 本多医院 倉吉市研屋町

鳥取県告示第三百十五号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定により指定医療機関から次のとおり廃止の届出があつたので同条第二項の規定により告示する。

昭和三十六年五月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診療科名	廃止理由	廃止年月日
大崎 医院	岩美郡岩美町陸上	内科、外科	他県転出のため	昭和三十六年三月三十一日

廣戸耳鼻咽喉科医院	米子市東倉吉町七五	耳鼻咽喉科	開設者変更のため	三月十三日
-----------	-----------	-------	----------	-------

佐古 眼科医院	加茂町二丁目	眼科	開設者変更のため	三月三十一日
---------	--------	----	----------	--------

気高町国民健康保険浜村診療所	気高郡気高町勝見六九〇	内科	診療所新築のため	四月七日
----------------	-------------	----	----------	------

鳥取県告示第三百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定による医療機関を次のように指定したので、同法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和三十六年五月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	診療科名	開設者名
-------	-----	-------	------	------

昭和三十六年 四月八日 気高町国民健康保険浜村診療所

三月十四日 廣戸耳鼻咽喉科医院

四月一日 佐古眼科医院

気高郡気高町勝見六六〇

米子市東倉吉町七五

加茂町二丁目二六

内科 気高町長 田中 政雄

耳鼻咽喉科、気管食道科 廣戸 健也

眼科 佐古 恒徳

公 告

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十三条の二第三項の規定による昭和三十六年度第一回危険物取扱主任者試験の合格者は、次のとおりである。

昭和三十六年五月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

乙種 第三類

受験番号 氏 名

一 二一 西沢 勲

乙種 第四類

受験番号 氏 名

二 加藤 清二

五 福田 清

六 尾崎 幸雄

七 米岡 弘明

八 小野山磯松

一七 竹谷 広

二一 加賀田邦夫

二五 中山 孝明

二七 高村 政行

二八 国森 清

二九 鶴殿 長佳

三〇 森本 利治

三二 奥田 浩由

三三 宮石 節男

三五 福田 昭和

三六 高木 敏幸

四〇 西尾 広明

四二 高田 澄子

四四 六車 幸二

四五 森岡 章

四七 谷口 享

五〇 長石慶之助

五一 荒井 紀元

五三 木嶋 哲

五四 先灘 完二

